

## ホームステイ受入先を募集

町では、平成26年度から花の町として交流のある北海道東神楽町の児童との交流事業を行っています。

令和4年度は同町の小学5・6年生25人を招いて、「ながしまサマースクール」を実施する予定で、児童が宿泊するホストファミリーを募集します。詳細は問い合わせください。

問い合わせ先  
町教育委員会社会教育課  
☎(88)6500[直通]



ホストファミリーと東神楽町の児童(平成30年度)

### ○受入申込期限

6月30日(木)

### ○受入条件

小学校高学年程度の児童のいる家庭

### ○受入期間

8月6日(土)～7日(日)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止する場合があります。



## 野焼きは法律で禁止されています。〜ながしまエコ通信〜

野焼きは煙・悪臭による近所迷惑、有害物質の発生、火災の原因などにつながるため、廃棄物処理法で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役もしくは1000万円(法人は3億円)以下の罰金、またはこれの併科による処罰の対象となります。ただし、次の例外の場合、野焼きが認められています。苦情などがあれば、指導の対象となります。



問い合わせ先  
役場介護環境課環境衛生係  
☎(86)1153[直通]

### 野外焼却禁止の例外行為

- 1 国や地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害やそのほかの災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火そのほか日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却

※一般家庭の燃やせるごみであっても、生ごみ、プラスチック、ビニールなどは焼却できません。

※例外であっても、周囲の住環境への配慮(煙、火災)を気に掛けてください。

※せん定枝や落ち葉、刈り草などについては、燃やせるごみの日にごみステーションに出すか、環境センターへ直接持ち込むことも可能です。